

伊丹市告示第50号

令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり固定資産税の納税者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年4月1日

伊丹市長 中 田 慎 也

記

- 縦覧場所 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市役所資産税課
- 縦覧期間 令和8年4月1日から令和8年4月30日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 縦覧時間 午前9時から午後5時30分まで